入札参加資格審查申請書記載事項変更届。添付書類一覧

○下記の場合は、記載事項変更届の提出は不要です。

【全コンサル業者】

◆各登録規程に基づく定期更新 ◆代表者または受任者の役職名のみの変更

【本店以外の営業所に委任している県外コンサル業者】

- 个店以外の舌条川に安住している<u>宗パコノリル</u>条有
- ◆本店の代表者名

 ◆本店所在地の同一都道府県内の変更(例)福岡県福岡市→福岡県北九州市
- ◆本店の電話番号
- ○<u>業種や登録部門の随時の追加登録はできません</u>。業種等の追加は、次年度の追加受付の際にご申請ください。

■県内コンサル■

1 商号又は名称、所在地、代表者氏名、電話番号 に変更があった場合 下記通知書等の写し ① 測量法に基づく国交省(各地整)の登録通知または国交省(各地整)が発行した登録証明書 ② 建築士事務所登録証明書 ※佐賀県知事が発行したもの ② オポコンとサルクン・トの発気(変更) 2月11 ※保賀・原本の表現のです。 登録業種に応じて

③ 建設コンサルタントの登録(変更)通知※国交省(各地方整備局)が発行したもの④ 地質調査業務の登録(変更)通知※国交省(各地方整備局)が発行したもの

※国交省(各地方整備局)が発行したもの
※国交省(各地方整備局)が発行したもの

⑤ 補償コンサルタントの登録(変更)通知 ※国交省(各地方整備局)が発行したもの ⑥ 【①~⑤が発行されない場合】(国の登録がなく、実績のみで資格申請している場合等) 登記簿謄本 の写し

⑦ 【代表者氏名変更の場合】誓約書

2 登録業務、登録部門の変更

① 【国の登録なし→登録ありの場合】各登録規程等に基づく登録通知 の写し

② 【国の登録あり→登録なしの場合】、【国の登録あり→県資格取り下げの場合】 各登録規程等に基づく消除通知等 の写し - 等級表上、 国登録あり→◎ 国登録なし→○ と表記しています

③ 【国の登録なし→県資格取り下げの場合】 添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載してご提出ください。

3 各部門における技術士数、RCCM数、地質調査技士数、測量士数の変更

【増員の場合】下記通知書等の写し

① 技術士登録等証明書または建設コンサルタント技術管理者認定通知書

増員する者に応じ て①~④いずれか を添付

② RCCM 登録証

③ 地質調査技士登録証

④ 測量士登録証

⑤ 増員された者の直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 の写し

※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類

- ⑥ 【減員の場合】添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載してご提出ください。
- 4 役員等の変更により、佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に資本または人事面に深い関係のある 建設業または建設関連業を営む会社(同族会社)が生じる場合
 - ① 出資状況等に関する調査票
- ※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。
- ※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま、同族会社の関係にある建設業または建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加 したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。
- ※行政書士が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

■県外コンサル■

1 商号又は名称、所在地、代表者(または受任者)氏名、電話番号 に変更があった場合

下記通知書等の写し

- ① 測量法に基づく国交省(各地整)の登録通知または国交省(各地整)が発行した登録証明書
- ② 建築士事務所登録証明書 ※本店以外の営業所に委任する場合は委任先の都道府県知事が発行したもの
- ③ 建設コンサルタントの登録(変更)通知 ※国交省(各地整)が発行したもの
- ④ 地質調査業務の登録(変更)通知 ※国交省(各地整)が発行したもの
- ⑤ 補償コンサルタントの登録(変更)通知 ※国交省(各地整)が発行したもの
- ⑥ 【①~⑤が発行されない場合】(国の登録規定がない業務) 登記簿謄本 の写し

⑦ 【本店以外の営業所に委任している場合】委任状

⑧ 【代表者(または受任者)氏名変更の場合】誓約書

2 佐賀県内に営業所や事業所を設置した場合

① 法人設立・設置届(公的機関の受付印があるもの)の写し等、所在地等が確認できるもの ※当該事業所に入札参加資格を委任する場合は下記5によりお手続きください

3 佐賀県内の営業所や事業所を廃止する場合

添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載してご提出ください。

4 佐賀県内の営業所等における雇用人数を変更する場合(県内または県外に住民票がある人数を変更した場合を含む)

添付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載してご提出ください。 雇用人数を変更した場合は、県内外どちらに住民票があるか、内訳をご記載ください。 登録業種に応じて ①~⑥のいずれか を添付

■県外コンサル(つづき)■

入札参	加資格の登録先を変更する場合(例)本店登録→支店へ委任、九州支社→佐賀営業所(委任先変更)	など	
共 通	【本店以外の営業所に委任する場合】委任状		
通 ②	【代表者(または受任者)氏名変更の場合】誓約書		
3	③ 最新の測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し		
4	【営業所等を新設した場合】各地方整備局に提出した測量業者変更登録申請書およびその通知書 の写し		
<u>5</u>	営業所ごとに専任で置かれる測量士の「測量士記載事項証明書」		
6	営業所ごとに専任で置かれる測量士の直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 の写し		
	※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類		
重	建築士事務所登録証明書 の写し ※本店以外の営業所に委任している場合は、委任先の都道府県知事が発行したもの	建築士事務所	
8) 最新の現況報告 の写し		
9	【営業所等を新設した場合】各地方整備局に提出した変更届出書およびその通知書の写し		
9 10 10) 営業所ごとに専任で置かれる地質現場管理者の 直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 の写し		
	※新規採用者の場合は、採用時の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し ※後期高齢者の場合は、出勤簿及び給与台帳の写し等雇用が確認できる書類		
型 ①	最新の現況報告の写し	建設コンサルタ ントおよび補償 コンサルタント	
12	【営業所等を新設した場合】 各地方整備局に提出した変更届出書およびその通知書 の写し		
13	【計量証明事業の資格を有する場合】委任する営業所等がある都道府県の登録証 の写し 【環境調査の資格のみの場合】添付書類はありません。	その他の業務	
(注) <u>氢</u>	任先を変更する場合には、委任する営業所が国の登録等を受けておくこと。		
登録業	務、登録部門の変更		
	の登録あり→登録なしの場合】【国の登録あり→県資格取り下げの場合】 登録規程等に基づく消除通知等 の写し	等級表上、 国登録あり→◎ 国登録なし→○ と表記していま	
	の登録なし→県資格取り下げの場合】 付書類はありません。記載事項変更届に必要事項を記載してご提出ください。		
	の変更により、佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に資本または人事面に深い関係のある または建設関連業を営む会社(同族会社)が生じる場合		
① 出資	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

- ※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。
- ※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま、同族会社の関係にある建設業または建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加 したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。
- ※行政書士が届出を行う場合は、委任状を添付してください。